

全日本葬祭業協同組合連合会

公式X（旧 Twitter）運用指針

1. 目的

本方針は、全日本葬祭業協同組合連合会（略称：全葬連）X（旧 Twitter）（https://twitter.com/sougi_zensoren）のアカウント（以下、「全葬連公式 Twitter」という。）の運用に関する事項について定める。

2. 基本方針

全葬連公式 Twitter は、全葬連の業務、取組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、利用者に当会の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

また、全葬連公式 Twitter は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わず、意見・問い合わせについては、「ご意見・ご要望の受付」（https://www.zensoren.or.jp/inquiry/inquiry_01.html）において受け付ける。

3. 運用方法

全葬連公式 Twitter は、当会渉外広報委員会（以下、「当委員会」という。）が以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

全葬連公式 Twitter では次の情報を発信することとする。

- ・全葬連ホームページの掲載内容（業界関連情報等）
- ・全葬連ならびに加盟する全国 56 事業協同組合、所属員の活動に関する情報
- ・その他当会に関連する国民のニーズの高い情報や周知する必要のある情報

(2) 発信方法・手順

投稿は全葬連事務局ならびに委託先（制作会社）にて、週に 1 回程度行うものとする。ただし、緊急時等、全葬連ならびに当委員会の判断においてこの限りでない。また発信する情報については当委員会開催時に内容等について定期確認を行い、投稿前に、当委員会の正副委員長にて配信内容の精査を行うものとする。

(3) 緊急時等における対応

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、令和元年より発生 of 新型コロナウイルス感染症の際のように、平時と異なる対応が必要とされる場合は、国民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、政府機関、地方公共団体、外国の政府機関等の発信する関連情報についても、必要に応じてフォロー及びリツイート等を行う。

4. 免責事項

- ・全葬連公式 Twitter の掲載情報の正確性については万全を期すが、当委員会は利用者が全葬連公式 Twitter の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負わないものとする。
- ・当委員会は、ユーザーにより投稿された全葬連公式 Twitter に対する、「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について一切責任を負わないものとする。

- ・当委員会は、全葬連公式 Twitter に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは当委員会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当委員会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- ・当アカウントは、予告のない運用中止、ツイート、コメント等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合がある。

5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当室の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当室の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、当室が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について

全葬連公式 Twitter の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、全葬連に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示するものとする。

7. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は全葬連 HP に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

8. 附則

- ・この運用指針は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。
- ・この運用指針は、必要に応じて随時改正する。